

平成25年4月12日
復興庁

復興推進計画の認定について

平成25年3月28日付けで、岩手県から申請があった復興推進計画について、4月12日に認定します（認定番号：岩手第7号）。概要は以下のとおりです。

記

● 確定拠出年金法に係る特例措置

【対象区域】

岩手県全域

【特例措置の内容】

確定拠出年金法により、通算拠出期間が1年以上3年以下であること等一定要件を満たす者以外は、原則として中途での脱退が認められていないところ、本計画の認定により、特定地方公共団体の長が認められた者への一時脱退金の支給を可能とするもの。

認定を受けた復興推進計画は、復興庁ウェブサイト
(<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。

平成25年4月12日（金）11時00分 於：岩手復興局 局長室
（上記時間は、変更となる可能性があります）

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、藤田

TEL：03-5545-7234

岩手復興局 五戸、高木

TEL：019-654-6607